

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 〔民法五〕 代理人として債権を行使するものと民法四七八條に債権の準占有 (昭和三三年二月五日東京高裁判九部判決)  |
| Sub Title        |   |
| Author           | 内池, 慶四郎(Uchiike, Keishirō)  |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1959  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.8 (1959. 8) ,p.67- 72   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 判例研究  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590815-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590815-0067</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔民法 五〕 代理人として債権を行使するものと

### 民法四七八條に債権の準占有

昭和三十三年二月五日東京高裁民九部判決  
昭和二十九(二)七二號納品代金請求事件原  
審東京地裁二七二號納品代金請求事件原  
判例時報一四二號一二頁

〔判示事項〕 債権者の代理人として債権を行使する者に對する善意無過失の辨濟は、債権の準占有者に對する辨濟として有効である。

〔参照條文〕 民法四七八條、四八〇條、七〇九條

〔事實〕 特殊鋼工具類の製造販賣を業とするX會社はY局との間にチップ、ノズル、バイト等を一二二萬二、六〇〇圓で連合軍調達物資として追濱兵器廠に納入する契約を結びその納入を完了した。

X會社の社員AがY局に出頭し代金支拂請求書に連合軍からの納品完了の書類をそえて提出したところ、Y局では受取人をAとする支拂請求受理書をその控とともに作成し、これに係官BCDが記名捺印し、更にCが右受理書とその控とに割印したのち、係官が控を手中にとどめ、右受理書をAに交付した。その後Y局から支拂の公示があつたのでX會社の社員Eが出頭し、同會社の代金領收書に右受理書をそえて提出したところ、それより以前にFと稱するものがY局出納課に現れX會社名義の代金領收書に偽造の受理書をそえて

提出し代金支拂を求めたので、支拂係官はFをX會社のため代金受領の權限あるものと認め、小切手をこれに交付してすでに代金支拂をすませていた。

その後裁判所に明らかとなつた事實によれば、FがY局に提出した受理書はAが交付を受けた受理書とは別のものではあるが、Y局備付けの用紙をもつて作成され、係官BCGの記名捺印があり、受取人欄にはFと記載あるほか、この二つの受理書の記載内容が酷似していた。またY局にはX會社が交付を受けた受理書に符合する受理書控がすり換えられていて、Fの提出した偽造の受理書に符合する受理書控が保管されていた。なおFの提出した偽造の代金領收書中のX會社および同會社取締役Eの印影は、かねてY局に届出済みの社印および代表者印の印鑑と同一であり、右領收書にはFの捺印がある。

このほか、Y局における受理書、同控の用紙、Y局の應印、係官の印、受理書控等關係書類の保管は盗用の恐れがないほどには嚴重

でなかつたこと、同局の執務室には業者のうち無断で出入りするものも少くなく、それらのうちにはY局における事務取扱に精通するものもあつたことが明らかとされている。

このような事情の下にX會社は國を相手として前記契約に基く納品代金の支拂を求め、第二次的請求として、國にかかる債務がないとしても、Y局の係官が故意または過失によりX會社の右債權を消滅させたものであるとして、係官CGに對し不法行為に基く損害賠償を請求した。

〔判旨〕 原判決取消、X敗訴

一 代金支拂の請求について

Y局の係官がFに代金を支拂つた際、同人が提出した受理書及びX會社名義の領收書は形式的に缺けることなく、右領收書中の會社及び取締役名義の印影をX會社から届出済みの印鑑と照合したが相違なく、右受理書はY局に保管中の控と完全に符合すると認められたのでFはX會社の代理人として代金受領の權限あるものと信じて支拂つたのであり、そう信じたことにつき過失はなかつたものと認定するのが相當である。してみると本件物品代金の支拂は債權の準占有者に對する善意無過失の辨濟としてその効力を有するものといわなければならぬ。

民法第四七八條にいわゆる債權の準占有者とは、自己のためにする意思を以て債權を行使するものをいうのであるが(民法二〇、五條參照)、本來債權者の代理人として債權を行使するものは、債權者のためにする意思を有するとともに、代理人として債權を行使することについて自己の利益が存するのであるから、あたかも物の管理占有における

と同じように代理人自身の準占有が成立するわけであり、従つて債權者の代理人として債權を行使するものも、同條にいわゆる債權の準占有者ということが出来る。のみならず民法第四七八條の規定の趣旨からも、債權者の代理人として債權を行使するものを同條にいわゆる債權の準占有者から除外すべき理由がない。けだし同條が債權の準占有者に對する善意の辨濟を有効とした趣旨は、眞實の債權者でないものでも、取引の通念上債權を行使する權限があると認めに足りる外觀を備えるものに對してなされた善意の辨濟を有効として辨濟者を保護し、取引の安全と圓滑を期したものに外ならないから、この場合、債權者本人として債權を行使するものに對する辨濟と、債權者の代理人として債權を行使するものに對する辨濟とによつて辨濟者の保護を異にすべき理由がないからである。

二 不法行為に基く損害賠償の請求について

FがY局に提出した受理書には受理書發行擔當官としてCGの記名捺印があるが、右受理書は同人等が作成したまたは記名捺印したものでなく他の何人かによつて偽造されたものであるから、この點では同人等に不法行為は存在しない。

Y局における重要書類等の保管が必ずしも萬全でなかつたことは、何人かが受理書、同控、代金領收書を偽造し受理書控をすり換え、Fが偽造にかかる右受理書及び代金領收書を提出して本件物品代金を受取つたことによるX會社の右債權消滅との間に相當因果關係がないと認めるべきで、この點でも、Y局の係官についての不法行為の成立は認められない。

〔評釋〕 判旨に反對する。

本判決は代理人として支拂を求めた者に債權の準占有者としての地位を認め、また辨濟者が請求者に辨濟受領の權限ありと信じたことについて無過失たるべきことを要求している點で、代理人が準占有者たることを否定した昭和一〇年八月八日の大審院判決(民集一五)、辨濟者に過失の有無を問わずとする大正五年五月一日の大審院判決(民錄九)に對立するものとして、注目に價する。そして本判旨は近時學說の多く支持するところでもある。すなわち前記昭和一〇年の判決を批判して穂積博士は、本人と信ぜられる者に對する辨濟は有効だが、代理人と信ぜられる者に對する辨濟は然らずというのは常識に反するとされ、物の占有について代理占有が認められる以上、權利の占有についても代理占有があると判旨に反對される(判例民事法昭和十年度三八九頁)。我妻博士も同じ理由から代理人と稱して受領した場合も辨濟者は保護されると説かれ、また占有者の制度は個々の取引につきその安全を保護する制度であるから辨濟者に無過失を必要とされるとされる(債權總論一四四頁、この後の要件とする大審院判例が多く出ている。昭和十一年二月二七日大判、民集二四九頁、昭和十一年六月二〇日大判、民集九二二頁および昭和十八年八月二〇日大判、民集七七七頁等)。本判旨は從來のこのような見解を忠實に承繼しているもので、納品受理書とその控とが(これらはともに偽造)形式的に一致し、さらに巧妙に偽造された代金領收書が存在するという事情が債權の準占有という外觀を形成し、かかる外觀を信頼した無過失の辨濟者を保護しようとする。

なお判旨では問題とされていないが、この事案では請求者が偽造の領收書(極めて巧妙に偽造され警視廳の技官が八〇倍ないし一〇〇倍の顯微鏡を用いて發見された程度のもの)を辨濟者に提示しているところから、受取證書持參人に對する辨濟に關する民法四八〇條の適用が問題となる(本條について眞實の債權者の保護と辨濟者の保護との調和から受取證書は眞正なものたることを要件とするのが通説、判例であるが——我妻、一四四頁、鳩山、日本債權法總論四〇二頁、石田、債權總論講義二七九頁、大判、明治四一年一月三日、新聞四七九號八頁、大判大正三年二月二六日、民錄二〇一頁——取引の安全をはかるとする本條の趣旨よりして偽造が巧妙であるか、その他の事情から辨濟者が相手に受領權限ありと認めたことが無理からぬ場合は本條の適用ありとする有力な反對説がある。小池、債權法總

論二七四頁、末弘、債權總論二三〇頁)。判旨がこれにふれていないのは、本件での辨濟が民法四七八條によりすでに有効な以上問題とする必要を認めなかつたのか、あるいは民法四八〇條は真正な受取證書に限つて適用されるとの前提から本件についてその適用を否定したのか不明であるけれども、民法四七八條と四八〇條との關係を如何に理解するかは、債權準占有を理論づけるうえに重大なポイントをなすものと考えらる。

本件のような支拂請求者を民法四七八條にいわゆる債權の準占有者と見ることに私は疑問を持つ。その理由は占有の一般理論からこのような者に準占有の成立する餘地のないこと、本條の立法趣旨、他の善意第三者保護の諸規定とくに表見代理に關する規定との均衡に求められる。

わが民法は債權の準占有について定義していない。そこでこの點は民法二〇五條の一般原則から考えるほかはないのであるが、これによると同條は準占有の成立について心素として「自己のためにする意思」と體素として「財産權の行使」をあげている。本件に債權の代理占有を認める判旨は全く占有理論を無視したものとといわなければならない。代理占有は賃貸、寄託等のために物を引渡した場合のように本人と直接占有者との間に一定の事實的支配關係あるを必要とし(直接占有者に本人のためにする意思あることを必要とするも本人に代理によつて占有を取得する意思は要しないとする説が多いが——我妻三二二頁、鳩山、民法研究Ⅰ一〇九頁——末川博士は兩方の意思を必要とされる。末川代理占有論、民法上の諸問題一一四頁)物が侵奪された場合には代理占有の成立を認める餘地がないのであつて、本件のような場合に請求者が一方的に代理人たることを稱しても、本人と自稱代理人との間に事實的支配關係は存在せず、ここに債權の代理占有を認めることが出来ないからである(來栖、債權の準占有と免責證券、民商法雜誌三三卷四號六頁)。それでは、かかる事例においては、請求者自身に債權の直接的準占有を認めることができるか否か問題となる。心素たる「自己のためにする意思」について、民法四七八條は同一九二條と同じく専ら準占有という客觀的外形を信賴した第三者を保護する規定だから本條の要件としては辨濟者より見て社會一般の取引觀念上債權を

有するものと思われる外観のみで足りるとする立場からすれば（杉之原、判例民事法昭和二年度三〇六頁）、心素の有無は問題とならないが、この場合にも心素を要求する通説に従うも、請求者が代理人として請求している以上、代理占有にいわゆる代理人自身について通常認められる程度の「自己のためにする意思」の存在は肯定されよう。それならば占有の體素に對應する権利の行使についてはどうかというと、この點はなほ疑問である。すなわち民法四七八條は舊民法財産取得篇四五七條「眞ノ債權者ニ非サルモ債權ヲ占有セル者ニ爲シタル辨濟ハ債務者ノ善意ニ出テタルトキハ有効ナリ」「表見ナル相續人其他ノ包括承繼人記名債權ノ表見ナル讓受人及ヒ無記名證券ノ占有者ハ之ヲ債權ノ占有者ト看做ス」をうけついだものであるが、ここでは眞正の債權者の債權について表見の債權者が一定の事實的支配關係にあることが明らかに豫定せられているのであつて、そしてこう理解することが占有一般の理論とも調和する。占有權における物の所持とは、眞正な物に對する事實的支配であり、物を所持するような外観があつても現實にその物が存在しなければ占有權としての効果は生じない。いかに請求者が債權者のようにふるまい、または辨濟受領の權限あるように装つても、眞正の債權に對して何らかの事實的連結を缺く以上はこれを債權の準占有者と見ることはできないものと考ええる。外観は第三者保護のために尊重されるべきであるけれども、しかもその外観が眞正の債權との事實的關係によつて裏づけられていることを要するものは眞實の債權者を犠牲とする上で最少限度の要請であらう（民法一一〇條の表見代理の規定に關聯して、判例は「權限アリト信ズベキ正當ノ理由トハ、客觀的ニ觀察シ第三者ヲシテ代理權アリト信ゼシムルニ足ル事情ニシテ、其事情ノ存在ガ本人ノ作爲若クハ不作爲ニ出ヅルモノヲ謂フ」——大民判大正三・一〇・二九、民錄八四六頁——）としてその後もこの立場を一貫して來たが昭和二八・一二・三最高裁判決、判例時報一七號二二頁でその主張を改め「民法第一一〇條にいわゆる代理權ありと信ずべき正當の理由は必ずしも常に本人の作爲または不作爲に基くものであることを要しない」と説くに至つた。改説の當否はなほ疑問である。本件のように債權者たる外観が全く一方的に請求者によつて作られている場合には準占有はその體素を缺いて成立しないというべきであり、かかる辨濟受領者の權限が問題となつてい

事例については民法四八〇條もしくは表見代理の問題として扱うのが民法典の構成に適合するものと思われる。判旨の論理は占有理論に衝突し、民法四八〇條を無意味とするばかりでなく、表見代理における外觀尊重の限界とも均衡を失する結果とならう。

さらに本件では辨濟者側での關係重要書類等の管理不充分が民法四七八條について辨濟者の過失に當らないと判旨するが、疑問である。係官の不法行為成立の問題に關しては、不法行為の要件としての過失は、他人の權利侵害についての過失すなわち本件では眞正の債權者の債權消滅についての過失なのだから、辨濟者側の管理不充分は債權消滅との間に相當因果關係を缺き民法七〇九條の過失たり得ないとする判旨は正しい。しかし同一の事實が民法四七八條について過失たり得ないとは一概に斷定できない。本條が辨濟者の立場から準占有者に對する辨濟を有効としている規定たる以上、準占有の存否は辨濟時を標準として決定され、辨濟者の善意無過失もその時點で問題とされるのが原則ではあるけれども、本件におけるように重要書類の管理不充分というような辨濟時以前の辨濟者側の事情が請求者の外觀を形成する一原因をなしている場合は、たとえ辨濟時に取引上一般の注意を拂つたとしてもなおこれをその善意たることについて無過失とは言ひ切れないように思われる。この點で、本件についてかりに民法四七八條の適用を認めるとしても、過失の認定を辨濟當時の事情にのみからせている判旨は、なお検討の餘地を残している。

(内池慶四郎)